

八戸市農業委員会 5 月総会議事録

日時：令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 2 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席委員

農業委員 19 名中 18 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 欠	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 20 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 欠	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 欠	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地 G L）中里 紀文、農政 G L 渡部 和文、
主幹 風張 陶子、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 本日は、木村委員、梅津推進委員、磯嶋推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
久保事務局長	次に、本日の議案のうち、議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につきましては、〇〇委員が当事者に、また、議案第 21 号、令和 7 年度第 1 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇推進委員、〇〇推進委員が当事者となっている事案がございます。 〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。 また、〇〇推進委員、〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、村上正人推進委員の御発声に続いてお願いいたします。
	【憲章唱和】
久保事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

やっと天気も良くなりまして、皆様、農作業を進めたいなと思っているところだったと思いますが、天気も続くようですので、これから農作業も順調に進んでいくのではないかと考えております。どうぞ、くれぐれも作業事故のないように十分に気を付けて、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきまして、慎重に御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、9 番 森 光男 委員、10 番 中村 正記 委員、両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 18 号、令和 6 年度事業報告についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長

それでは事務局の久保から、令和 6 年度事業報告について説明いたします。資

料は、A4版で右上に総会資料別冊、令和6年度事業報告と記載されたものを御覧になっていただきたいと思います。失礼ながら着座にて、説明させていただきます。

概要ですが、令和6年度は事業計画に基づきまして、総会活動のほか、遊休農地の解消と発生防止、農地流動化の推進、優良農地のあっせん事業の実施、農業経営に積極的に取り組んでいる模範的な農業後継者の顕彰などを行っております。

また、三八地区農業委員会連絡協議会の一員として、遊休農地の再生・利用促進等について、要望・提案を行なうとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組んでおります。

2ページをお開き願います。

会議等開催状況の1総会（1）議決事項ですが、アからケまでの9項目について、議決いただいております。（2）協議事項は、アからケまでの9項目について、検討していただきました。

3ページを御覧願います。

2運営協議会については、主に総会案件に関する事前打合せを行っており、3主な研修会・大会等につきましては、資料記載の開催状況となっております。

4ページをお開き願います。

以降の資料の内容につきましては、Ⅱ農政関係活動報告は、渡部農政グループリーダーから、8ページからのⅢ農地関係活動報告につきましては、中里次長から説明いたします。

渡部GL

事務局渡部から、農政関係活動について主なものを御説明します。

資料4ページを御覧ください。

（1）農家相談活動については、12月から1月に農家座談会を開催いたしました。（2）情報活動は、「はちのへのうぎょうだより」と「八戸ののうぎょう」を計画的に発行し、（3）農地台帳の整備は、年間を通じ台帳補正事務に努めました。

5ページにまいります。

(4) 農地台帳記載証明書の交付は、本庁と南郷事務所を合わせて 226 件でございました。(5) 租税特別措置法に基づく証明書発行は、贈与税関係が 4 件、相続税関係が 23 件でした。(6) 経理記帳の普及は、農業者からの相談に迅速に対応するよう努め、(7) 農業後継者顕彰は、今年度、木村真輝さんを顕彰し、累計 70 人となっております。

6 ページにまいります。

(8) 家族経営協定については、令和 6 年度の新規締結は 1 件でございました。

(9) 農業者等との意見交換会は、ジョイントファーム株式会社の新堂社長から御講演をいただき、その後、参加者による意見交換を行いました。(10) 農業者年金事業のア加入状況は、新年金の加入者が 28 人、旧年金の受給待期者が 9 人で、イ農業者年金受給状況は、新年金が合計 84 人、旧年金が合計 177 人でした。

7 ページでございます。

外郭団体である八戸市農業経営者協議会については、記載の会議や視察研修会を開催しております。

農政関係活動報告の説明は、以上となります。

続きまして、Ⅲ 農地関係活動報告につきまして御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

農地の権利移動と転用などの処理状況につきまして、表になっておりますとおり、直近 2 か年の事務処理の件数と面積をまとめております。

農地の権利移動でございますが、事務処理の合計は、令和 6 年は件数で 348 件、面積で約 167.6ha となっており、前年より件数は増加し、面積は減少しております。

農地の転用でございますが、事務処理の合計は、令和 6 年は件数で 157 件、面積で約 10ha となっており、こちらは前年より件数は減少し、面積は増加しております。

その他の事務処理につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

10 ページをお開き願います。

1 農地流動化と経営規模拡大施策のうち、(1) 農業経営基盤強化促進事業に

中里次長

つきましては、ア利用権設定実績として、設定件数は 287 件、設定面積は約 137.7ha となっており、その内訳等については資料に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

11 ページを御覧願います。

(2) 農地移動適正化あっせん事業につきましては、あっせん委員会の開催はありませんでした。

次に、2 遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、農地の利用状況調査と農地パトロールを実施しており、令和 6 年度は、委員の皆様の御協力のもと、計 6 回の農地パトロールを実施いたしました。令和 6 年度における遊休農地の調査結果を表として掲載しておりまして、遊休農地の合計面積は、約 144.8ha となっており、そのうち、赤区分の再生利用が困難な農地につきましては、令和 6 年 10 月総会において非農地と判断した旨報告しておりましたので、所有者に通知し、農地台帳から除外したところです。

12 ページをお開き願います。

このページの項目につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告の説明を終わりました。令和 6 年度事業報告につきましても説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 19 号、令和 7 年度事業計画案についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

久保事務局長

事務局の久保から、令和7年度事業計画案について説明いたします。資料は、A4版で右上に総会資料別冊と記載された、令和7年度事業計画案となります。引き続き着座にて、説明させていただきます。

当農業委員会では、担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開し、「第12次八戸市農業計画」に沿った農業者への取組み支援、市農業委員会憲章の理念に基づき、法令順守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

令和7年度の事業計画については、例年通りの活動を行うことを見込み、作成しております。

2ページをお開き願います。

I 会議関係の、1 総会については毎月12回を予定しております。2 運営協議会は、必要に応じて随時開催し、重要事項を協議してまいります。3 委員研修会の開催は、10月を目途に開催を予定しております。4 会議・研修会・大会等の開催参加については、記載のとおりとなっております。

続いて、3ページからのII 農政関係活動につきましては、渡部農政グループリーダーから、5ページからのIII 農地関係活動につきましては、中里次長から説明いたします。

渡部GL

事務局渡部から、御説明いたします。

資料3ページを御覧願います。

農政関係活動については、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

具体的な事業については、資料3ページから4ページにかけて記載している、1 建議要望から12 外郭団体活動まで、合わせて12事業でございますが、例年実施の事業でございますので、各事業説明については割愛をさせていただきますが、今後とも着実に事業を実施してまいりたいと考えております。

農政関係活動の説明は以上でございます。

中里次長

続きまして、III 農地関係活動につきまして御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

1 農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2 遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様の御協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。

その他、3 農地移動適正化あっせん事業から6 ページにわたりまして、9 農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましての説明を終わります。

最後に、令和7年度農業委員会予算概要について御説明いたします。

資料の7 ページを御覧願います。

今年度の農業委員会の予算概要ですが、歳入は、機構集積事業費補助金、農業委員会費交付金、農業者年金業務受託事業、農業関係証明手数料等を合わせまして、96,527,000 円を計上しております。

歳出でございますが、委員報酬や職員給料等の人件費、委員、職員の旅費、消耗品等の需用費、のうぎょうだより封入封緘業務及び農地台帳システム保守管理に係る委託料、三八大会及び県大会のバス借上料などを合わせまして、歳入と同額の 96,527,000 円を計上しております。

予算概要についての説明は、以上でございます。

以上で、令和7年度事業計画案についての事務局説明を終わらせていただきます。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

御質疑等なしと認めます。

渡部 G L

会長

会長

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

会長

次に、日程第4、議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

会長

それでは、まず、〇〇委員が当事者となっている事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

赤坂（力）推進委員

赤坂から報告いたします。去る4月25日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号20番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条20番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃ、ねぎです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。

通作距離は約 500m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 58 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈り機各 4 台、中耕機 2 台、田植機、動力噴霧器、バインダー、軽トラック、にんにく植付機各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

山田推進委員

山田から報告いたします。去る4月25日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号21番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条21番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、姉妹です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は、労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、キャベツです。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約15km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女2人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、姉妹共用の耕運機1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

鈴木推進委員

鈴木から報告いたします。去る4月25日、松橋農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号22番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条22番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は、労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間ににおける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約10km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスター、バインダー各

1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

橘推進委員

橘から報告いたします。去る 4 月 25 日、赤坂農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 23 番と番号 24 番を調査してまいりました。資料の 2 ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 23 番

はじめに、番号 23 番について報告いたします。

調査には、受人は本人が、渡人は共有者のうち 1 名が代表して委任を受け、出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大根、トマト、かぼちゃ、枝豆です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 5 km、耕作道はありませんが、隣接する土地について取得予定であり、農地法第 5 条届出済みです。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験は 1 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、耕運機、トラクター各 1 台を友人から借用、草刈り機、噴霧器各 1 台を購入予定とのことです。

3 条 24 番

続きまして、番号 24 番について報告いたします。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大根です。

受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は、約 500m、耕作道はありませんが、耕作道として利用する土地の所有者からの土地通行についての承諾書が添付されております。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地

化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況は、軽トラック、トラクター各 1 台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山田推進委員

山田から報告いたします。去る 4 月 25 日、赤坂農業委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 25 番を調査してまいりました。

3 条 25 番

この案件は営農型太陽光発電事業に関連するものでございます。

令和 7 年 1 月に合意解約の手続きが取られたものですが、今回の賃借人が再び事業を行うこととなり、申請に至りました。また、太陽光パネルの支柱部分の一時転用許可につきましては、本案件と同日付で申請されております。

それでは、調査した内容について報告いたします。

賃貸人の住所、氏名、年齢、及び賃借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、2 年間の賃貸借です。申請理由は、賃借人は新規就農、賃貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありますが、令和 7 年 4 月 17 日付で解約通知書が提出されています。申請地における賃借人の作付計画は、ブルーベリーです。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 15 k m、耕作道あり、賃借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 6 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で、兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈り機各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 21 号、令和 7 年度第 1 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

田中主事

農業経営振興センターの田中から、議案第 21 号令和 7 年度第 1 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。

まず始めに、今回から新たに御審議いただく促進計画案について御説明いたします。

これまでの集積計画は、農業経営基盤強化促進法、いわゆる基盤法と農地中間管理事業の推進に関する法律、いわゆる機構法の 2 つの法律に基づいた貸借の計画でしたが、基盤法による貸借は令和 7 年 3 月末で廃止されました。そのため、今回からの促進計画は、機構法に基づく計画となります。

また、併せて事務手続きも変更となります。これまでは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターに、先に市が作成した集積計画案を送り確認してもらった後に、市が集積計画を公告するため、農業委員会総会へ諮っておりました。今後は手続きが逆のイメージとなり、市が促

進計画案を先に農業委員会総会へ諮り意見をうかがった後に、公益社団法人あおもり農業支援センターへ促進計画を提出し、県が公告することとなります。

意見聴取は、これまで同様、貸し借りについてよろしいですかとの可否を聴くものですが、具体的には、機構法第 18 条第 5 項の要件を満たしているか伺うもので、それを意見として市へ提出いただくものになります。

それでは資料の御説明にまいります。資料の 3 ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 5 件、使用貸借 5 件の計 10 件で、借り手及び貸し手の人数につきましては借り手 6 名、貸し手 10 名で、利用権設定面積は合計 24,497 m²でございます。

番号 1 番から資料 4 ページの番号 10 番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

促進計画 1 番 番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 6,300 円でございます。

促進計画 2 番 番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 3 番 番号 3 番、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。

促進計画 4、5 番 番号 4 番と 5 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 6、7 番 番号 6 番と資料 4 ページの 7 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 9 年 6 か月間使用貸借するものでございます。

促進計画 8～10 番 番号 8 番から 10 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、8 番と 9 番は 10 a 当たり年間 7,600 円、10 番は 10 a 当たり年

間 3,000 円でございます。

県による公告年月日は、令和 7 年 7 月 30 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

次に、日程第 6、議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

赤坂（英）委員

議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について赤坂から報告いたします。去る 4 月 25 日、松橋委員と市庁別館 7 階会議室 A において、番号 5 番から番号 7 番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、借人及び貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりであります。

5 条 5 ～ 7 番

番号 5 番から番号 7 番までは、同一の土地における同一内容での転用ですので、一括して報告いたします。

はじめに、これらの案件の許可申請の経緯等について説明いたします。農地の

上部空間への営農型太陽光発電設備設置のための農地転用許可は、原則として最長３年間の一時転用となり、長期間発電するために設備の設置を継続する場合は、一時転用期間の満了ごとに改めて許可を受ける必要があります。

番号５番と番号６番は、営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、平成３０年９月５日付け八農委指令第４６号及び第４７号により３年間の一時転用期間で１回目の許可を受け、その転用目的を履行し、その後、更新するために２回目及び３回目の許可を受け、さらに今後も継続して転用事業を行うために、３回目の一時転用期間の満了に合わせて、４回目の許可を受けるための申請となります。

番号７番は、同じく営農型太陽光発電設備設置を転用目的として計画し、令和元年５月９日付け八農委指令第７号により３年間の一時転用期間で許可を受け、その転用目的を履行し、さらに更新するために２回目の許可を受け、その転用目的を履行いたしました。その後、次の許可更新について、事業者が、転用事業及び下部農地での営農の継続をしないこととし、一度は農地法第３条の賃貸借の解約手続きを行いました。再び事業を行うこととなり、農地法第３条の賃貸借及び農地法第５条の一時転用の申請を同時に行うこととなりました。

転用面積については、太陽光パネルの面積ではなく、太陽光パネルを設置するための架台の支柱部分の面積となります。今回の案件の場合、１件当たりの支柱部分の面積は、１本の太さ約９ｃｍの支柱５６本分の面積、計０.３５㎡となります。

それでは、調査した内容を報告いたします。

調査には、借人は、番号５番と番号６番は本人が、番号７番は代理人が、貸人は全て代理人が出席しました。両者の関係は、番号５番は義理の親子、番号６番は親子、番号７番は特にありません。態様別は、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備設置のための一時転用です。なお、設備の設置工事は完了しております。一時転用期間については、これまでは３年間で許可をしていましたが、これまでの営農状況を踏まえ、申請者と協議し、今回は期間を１年間とすることとなりました。資金調達計画は、撤去費８８万円をそれぞれ自己資金で対応する計画となっております。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は櫛引遺跡内ですが、平成３０年７月１８日に届出済み、土地改良区が

らの意見は不要です。立地条件は、八戸市立明治中学校から南側約 700mに位置し、畑に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。

続きまして、許可条件の一つであり、許可を受けた者が毎年 2 月末までに提出することとなっている「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」について報告します。

右上に、議案第 22 号別冊資料と書かれた、「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」を御覧願います。案件数は 3 件でございますが、そのうち 1 件は、先ほど説明した通り、提出期限前に解約の手続を行ったため、今回の状況報告は 2 件分でございます。状況報告の書類は案件ごとに 1 枚で、それ以降は併せて提出されました現地写真と作業日誌となっております。

作付作物はブルーベリーで、単収は 0 kg です。知見を有する者として、営農指導を受けている株式会社パセリー菜の担当者から令和 7 年 2 月 27 日付けで資料記載のと通りの所見を得ております。

また、令和 6 年 11 月には、営農者との面談を行っており、収穫ができていない原因として、草刈の際に枝を切ってしまったことや、現状の本数の把握ができていないこと等、圃場の管理不足が改善されていないことが考えられました。よって、苗を追加することと、長期肥料を使用することを改めて指導しました。

なお、状況報告については、1 年に 1 回ではなく、3 ヶ月に 1 回とし、作業前後の写真や具体的な作業内容を記した日誌も添付するよう求めました。

今回の許可申請書類には、苗、ピートモス、肥料の発注書が添付されており、少しずつですが、営農に対する姿勢も改善されていると判断できます。

以上のことから、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、また、下部の農地における営農の適切な継続については、今後への期待を込めて総合的に判断し、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

なお、営農型太陽光発電設備設置に係る農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

以上で、報告を終わります。

会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 7 会長	次に、日程第 7、報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
大橋主事	事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 4 月分でございます。資料の 7 ページをお開き願います。 権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
相続等 37 番～47 番	今回の届出は、資料 7 ページの番号 37 番から資料 10 ページの番号 47 番までの計 11 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。 なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 7 ページの番号 37 番及び資料 8 ページの番号 41 番は有り、その他は無しとなっております。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。

会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
日程第 8	次に、日程第 8、報告第 21 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について及び日程第 9、報告第 22 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
日程第 9	
会長	
栗村主事	事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 4 月分でございます。 はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 11 ページをご覧ください。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4 条 4 番	番号 4 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。
4 条 5 番	番号 5 場、転用目的は貸駐車場でございます。
4 条 6 番	番号 6 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 13 ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条 39 番	番号 39 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 40 番	番号 40 番、転用目的は通路でございます。
5 条 41 番	番号 41 番、転用目的は資材置場でございます。
	次ページをお開き願います。
5 条 42 番	番号 42 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 43 番	番号 43 番、転用目的は事務所 1 棟建築でございます。
5条 44 番	番号 44 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 45～47 番	番号 45 番、番号 46 番、番号 47 番転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 48 番	番号 48 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条 49 番	番号 49 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 50 番	番号 50 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 51 番	番号 51 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
日程第 10 会長	次に、日程第 10、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
風張主幹	事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 4 月分でございます。資料の 19 ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 10 番	番号 10 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 11 番

番号 11 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 7 年 5 月 19 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 33 分)